

3. シンガポール

3.1. 地理的表示を保護する制度

シンガポールでは地理的表示の保護は、①地理的表示法に基づく制度、②商標法に基づく団体商標/証明商標の保護制度、③偽称通用に対するコモンローに基づく保護制度、の 3 制度が併存している。

シンガポールは TRIPS 協定に基づく地理的表示保護を含む国際的なルールに即した知的財産保護制度を整えるため、1998 年に地理的表示法を制定するとともに、商標法を改正して団体商標/証明商標の保護とぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護を導入している。また、シンガポールは英米法系に属し、判例法であるコモンローに基づく法治体系となっており、地理的表示の侵犯行為は偽称通用にあたることから、地理的表示はコモンローによっても保護されている（日本の不正競争防止法に類する）。地理的表示については、知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore）が管轄する。地理的表示について専用のロゴマークは存在していない。

外国の地理的表示についてもこれらの制度に基づき保護を受けることができる。

表 16 シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・ 主な関連規則等	日本からの登録
地理的表示法に基づく保護		無し	地理的表示法 地理的表示規則	○ 登録が無くても一定の保護有り
商標法に基づく団体商標/ 証明商標の保護	知的財産庁	無し	商標法 商標規則 商標国際登録規則	○
コモンローに基づく偽称通用からの保護		-	コモンロー	- (登録制度ではない)

以下、それぞれの制度の概要を記す。

(1) 地理的表示法による地理的表示保護制度

シンガポールは 1998 年に現行の地理的表示法の前身となる旧地理的表示法を制定した。旧地理的表示法は、地理的表示の保護について規定したもので、シンガポール独自の登録制度は設けていなかった。

2010 年から開始した EU・シンガポール自由貿易協定（EUSFTA）の交渉が 2014 年 10 月に大筋合意に至る過程で、シンガポールは協定の発効に備えて新しい地理的表示法を 2014 年 5 月に制定し、同法において、地理的表示の登録制度が創設されることになった。しかし、欧州議会の承認手続きが遅れ、ようやく 2018 年 10 月に EUSFTA に双方が署名するに至った。これに伴い、新地理的表示法は 2019 年 4 月

1 日より施行され、登録制度の運用が開始されている⁷⁶。

新法は地理的表示を「(a) 当該地域が適格国⁷⁷または適格国の圏域若しくは地方であり、(b) 商品の持つ品質、社会的評価、またはその他の特性が本質的にその産地に帰せられるものである、との前提の下で、商品が特定地域の原産であると識別するために商業上使用される任意の表示」と定義しており、旧法と同じく、登録していない場合でも、法律に示された左記の概念を満たせば、保護を与える⁷⁸。未登録の產品には、TRIPS 協定に従い、基礎レベルの保護に加え、ぶどう酒及び蒸留酒について追加的保護（真正の原産地が表示される場合または地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは当該產品の原産地について「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴っていても、使用を排除できる）を与える二段階の保護制度となっている。

新地理的表示法では新たに、附則で定める 14 種の食品、酒類及び農産物⁷⁹について、地理的表示の登録制度を設け、同法に基づき登録された地理的表示產品は、追加的保護を享受できるとした [地理的表示法 第 4 条(6)]⁸⁰。

**表 17 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 地理的表示法 (Geographical Indications Act 2014)⁸¹ (2014 年 5 月 19 日制定、2019 年 4 月 1 日施行)
- 地理的表示規則 (Geographical Indications Rules 2019)⁸² (2019 年 4 月 1 日施行)

(2) 商標法における地理的表示保護制度

シンガポールでは 1998 年に旧商標法（1938 年制定）が廃止となり、新商標法が制定された。新商標法で、団体商標・証明商標制度が導入されたほか、ぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護が明記された。商標法はその後何度かの改正を経て、最新版は 2019 年 4 月 1 日改正のものとなっている。

商標法において、地理的表示については地理的表示法に従うとされており、新地理的表示法の施行に伴って商標法も一部改訂されている。（例えば、地理的表示法に基づき登録された地理的表示については、出願された商標が、地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されない。）

商標法（2019 年 11 月 21 日）においては、団体商標・証明商標について、地理的起源を示すための標

⁷⁶ 2019 年 4 月 1 日より施行しており、登録制度の運用も開始されているが、一部条項については 2019 年 7 月時点で未発効。

⁷⁷ 適格国とは、(a)世界貿易機関の加盟国、(b)パリ条約の加盟国、または(c)第 83 条の下で大臣が適格国として指定した国/地域

⁷⁸ 実際に、同法に基づき司法救済を求める場合には、当該地理的表示產品が同法の地理的表示の概念を満たしていると裁判所が判断しなければいけないが、現在までのところ、シンガポールで地理的表示の概念を満たすための詳細な要件についての論争は見られない。

⁷⁹ ワイン、蒸留酒、ビール、チーズ、肉・肉製品、水産物、食用油、非食用油、果物、野菜、香辛料及び調味料、菓子及び焼き菓子、花卉及び花の一部、天然ゴム

⁸⁰ 地理的表示法第 4 条 (6) は 2019 年 7 月 8 日時点で未発効。

⁸¹ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/Act/GIA2014>

日本語訳：付属資料参照

⁸² 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/GIA2014-S125-2019?DocDate=20190301>

章の登録が可能とされている。ただし、地理的名称を使用する正当な資格のある人による標章の使用・表示については禁止する権利が無いと示されている。

なお、ぶどう酒・蒸留酒については、出願された商標が地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されないと明記されており[商標法 7 条(7)(8)]、TRIPS 協定に基づいたぶどう酒・蒸留酒の追加的保護への配慮が含まれている。

**表 18 シンガポールの商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 商標法 (Trade Marks Act (Chapter 332))⁸³ (1998 年 12 月 11 日制定、最新改正：2019 年 4 月 1 日)
- 商標規則 (Trade Marks Rules)⁸⁴ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)
- 商標国際登録規則 (Trade Marks (International Registration) Rules)⁸⁵ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)

(3) 証称通用に関する法律 (Law of Passing Off)

シンガポールでは、一般的な証称通用からは、コモンローに基づいて保護される。地理的表示に対する証称通用の適用を主張するにあたって、地理的表示の登録は必要ないが、以下の 3 つの条件が満たされる必要がある。

1. **グッドウィル**：当該地理的表示産品がグッドウィルを有すること。グッドウィルは、シンガポールにおける業務上の社会的評価、社会的評判、及びこれに基づく顧客を惹きつける力と定義される。
2. **不当表示**：第三者が、商品をあたかも当該地理的産品を原産地とする産品であるかのように、公衆に不当表示していること。（なお、表示が「～的」、「～型」、「～様式」、「模倣品」等の表現を伴っていて、消費者を誤認させるおそれがないと相手方が主張する場合には、不当表示の証明が難しい場合がある。）
3. **損害**：不当表示によって地理的表示の権利者に損害が生じる恐れがあることが証明できること。損害と認定される形態には、金銭的損失、評判の失墜またはグッドウィルの毀損が含まれる。

⁸³ 原文 (Informal Consolidation–version in force from 21/11/2019) :

https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998?ViewType=Pdf&_=_20191224170713

2016 年 6 月 10 日版 日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-shouhyou.pdf>

⁸⁴ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R1>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-shouhyou_kisoku.pdf

⁸⁵ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R3>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-s_touroku_kisoku.pdf

地理的表示と商標の関係

シンガポールでは地理的表示法と商標法/コモンローによる保護の並存が認められているが、地理的表示法と商標法はいずれも、先制使用主義をとっている。すなわち、最初に地理的表示/商標を使用した者が優先的に権利を保持する。

地理的表示法に基づき、地理的表示が、先商標若しくは公知の標章と同一若しくは類似している場合、登録を拒絶される（地理的表示法第 41 条(4)・(6)）。理論上は、商標若しくは公知の標章を誠実に使用していた商標/標章権利者は、地理的表示法に基づく地理的表示登録に異議申立することができる。

同様に、商標法に基づき、新しく出願された商標が、既に登録された地理的表示を含むか、若しくは既に登録された地理的表示で構成されているにも関わらず、当該地理的表示の条件に基づかない商品に使用されることが意図されている場合、商標は拒絶される可能性がある（商標法第 7 条(10A)）。この制限は登録されていないぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示産品にも適用される。（商標法第 7 条(7)）。しかしながら、(a) 問題となっている地理的表示登録のための出願日以前から、若しくは(b) 問題となっている地理的表示の原産国で保護される前から、出願人により標章が継続して誠実に使われている場合、商標法は商標の登録を許可する。

地理的表示が商標法と地理的表示法の両方で保護される現行制度の下では、異なる所有者が、地理的表示法/商標法に基づき、それぞれ異なる権利を持つリスクがある。地理的表示法に基づき権利を行使している地理的表示所有者に対して、商標侵害訴訟はできず、商標法/コモンローに基づき権利を行使している商標所有者に対して、地理的表示侵害訴訟を起こすことはできない。

3.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件には、下表のような違いがある。日本の地理的表示登録生産者団体が、シンガポールでの地理的表示登録を望む場合、地理的表示法に基づく地理的表示及び商標法に基づく団体商標の申請が可能である。

表 19 シンガポールの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示法	地理的表示	○ (登録が無くても一定の保護有り)	生産者・生産者団体・所管官庁(個人でも可)	原産国での保護必須	14種類の食品・酒類及び農産物	10年(更新可)
商標法	団体商標	○	商品・サービスを提供する会員で構成される団体	制限無し	商品・サービス	10年(更新可)
	証明商標	○	商品・サービスを証明する資格を有する者	制限無し	商品・サービス	10年(更新可)

3.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示產品登録制度

地理的表示法においては、地理的表示の登録は無くても、地理的表示に対して保護が与えられる。未登録の場合は、基礎レベルの保護に加えて、ぶどう酒及び蒸留酒についてより追加的保護が与えられる二段階の保護制度。

地理的表示法に基づき登録した產品については、ぶどう酒及び蒸留酒以外についても追加的保護が与えられる。

登録対象（法第2条）

地理的表示法附則で定める 14 種類の食品、酒類及び農産物のみが、地理的表示法の下での登録適格性を有する。

地理的表示登録ができる產品：

- | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 1. ぶどう酒 | 5. 肉および肉製品 | 9. 果物 | 13. 花卉/花の一部 |
| 2. 蒸留酒 | 6. 水産物 | 10. 野菜 | 14. 天然ゴム |
| 3. ビール | 7. 食用油 | 11. 香辛料/調味料 | |
| 4. チーズ | 8. 非食用油 | 12. 菓子/焼き菓子 | |

品質特性・対象地域等

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 当該產品が特定の地域に由来することが確認できること
- (b) 当該地域が、適格国（WTO 加盟国、パリ条約加盟国または法務大臣による指名）または適格国の圏域若しくは地方であること
- (c) 商品の品質、社会的評価または他の特性が本質的に当該地域に帰するものであること。

なお、地理的表示法では、以下のとおり、登録適格性を有しない地理的表示についても定めている。

- (a) 上記条件に規定するいかなる基準も満たしていないか、または附属書類に規定する所定のカテゴリーではない場合（地理的表示法第 41 条(a)及び(b))；
- (b) 公共政策または道徳に反する場合（地理的表示法第 41 条(c))；
- (c) 原産国または原産地において保護されていないか、または保護が終了している場合（地理的表示法第 41 条(d))；
- (d) シンガポールにおける何らかの商品の普通名称と同一であって、その商品に関して地理的表示登録が申請されている場合（地理的表示法第 41 条(e))；
- (e) 植物品種または動物品種の名称を含むか、または產品の真正な原産地について消費者を誤認させるおそれがある場合（地理的表示法第 41 条(f))；または
- (f) 既存の地理的表示または周知のマークとの間でコンフリクトを生じる場合（地理的表

示法第 41 条(4),(5),(6)及び(7))。

出願人の要件（法第 38 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 出願に特定された商品に関して出願に特定された地理的領域において生産者としての活動を行っている者；
- (b) 上記 (a)に挙げた者の団体；または
- (c) 登録を希望する地理的表示に対して責任を有する所管官庁

外国の生産者・団体・所管官庁も申請が可能である⁸⁶。ただし、原産国または原産地において保護されていることが条件となる。

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

商標法に基づき、地理的起源を表示するための団体商標及び証明商標の登録が可能である。

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性・対象地域等

使用を規制する規約を設けてその要件を満たしており、かつ公序良俗または容認された道徳論理に反さない（商標法附則 1、附則 2）、また、商標が公衆を欺瞞するような性質のものは適格性を有しない（商標法第 7 条（4）(b)）と定めるほかは、特段品質特性等に関する規定はない。

団体商標及び証明商標において原産地を表示できるが、特段地域の指定方法等について規定はない。

出願人の要件（商標法附則 1、附則 2）

- 団体商標：出願人は、商品またはサービスを提供する会員で構成される団体でなければならない。なお、商標登録庁はこれについて、「管轄法の規定において自身の名前で財産を所有する法的権限を有する製造者、生産者、サービス供給者またはトレーダーなどが該当する」と説明している。
- 証明商標：出願人は、商標登録の対象とされる商品またはサービスを証明する資格を有する者でなければならない。また、出願人は、当該商品またはサービスの供給を含む業務を行っていないことと。商標登録庁によれば、出願人が既設の貿易組織または行政部門であればこの要件は満たされる。

⁸⁶ 所管官庁は案件によって異なるが、外国の所管官庁による地理的表示登録の申請事例としては、英國環境・食糧・農村地域省による Scotch Whiskey の登録事例がある。

3.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示登録

地理的表示法に基づき地理的表示を登録するには、知的財産庁 地理的表示登録局（Registry of Geographical Indications）に登録申請を行う。円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は約 9 ヶ月である。登録は 10 年間有効で、その後更新可能である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書（Form GI1⁸⁷）を提出する（地理的表示規則 13(1)、48(1)、地理的表示法 第 39 条(1)）。

- (a) 登録人の名前、住所、国籍
- (b) 登録人または代理人の連絡先
- (c) 地理的表示、地理的表示が指す地理的領域、及び地理的表示を登録する商品
- (d) 当該商品の品質、社会的評価またはその他の特性、及び当該品質、社会的評価またはその他の特性が原産地にどのように起因しているかの説明
- (e) 当該地理的表示が原産国において地理的表示として認知を得ていることの証拠
- (f) 登録局が定めるその他の特徴事項

登録局は、登録適格性を判断するためにその他の必要情報を追加で要求することができる。例えば、地理的表示が英語以外の場合、英語の音訳と、表記の言語の説明の提出が求められる（地理的表示規則 15）。

登録局は登録適格性と先行する商標・地理的表示との抵触有無についての審査し（地理的表示法 第 43 条）、出願に瑕疵があると判断したときは出願人に対して当該瑕疵を指定期間内に訂正するよう求める（地理的表示規則 16）。全ての瑕疵が修正された後、更なる問題がないと判断した上で、登録局は許可通知を発し（地理的表示規則 25）、地理的表示公報に公開する（地理的表示法第 45 条(1)及び地理的表示規則 25）。

その際、利害関係人は、当該地理的表示の登録に対して公開日から 6 週間以内に異議通知及び法定宣誓書を提出することによって異議を申し立てることができる（地理的表示規則 27(1)）。異議申立てがなかった場合、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決した場合、当該地理的表示が登録され、登録証が出願人に発行される（地理的表示法 第 48 条(3)）。

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

⁸⁷ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/Geographical-Indications/Forms/form-gi1---application-to-register-a-geographical-indication.docx?sfvrsn=24497959_2

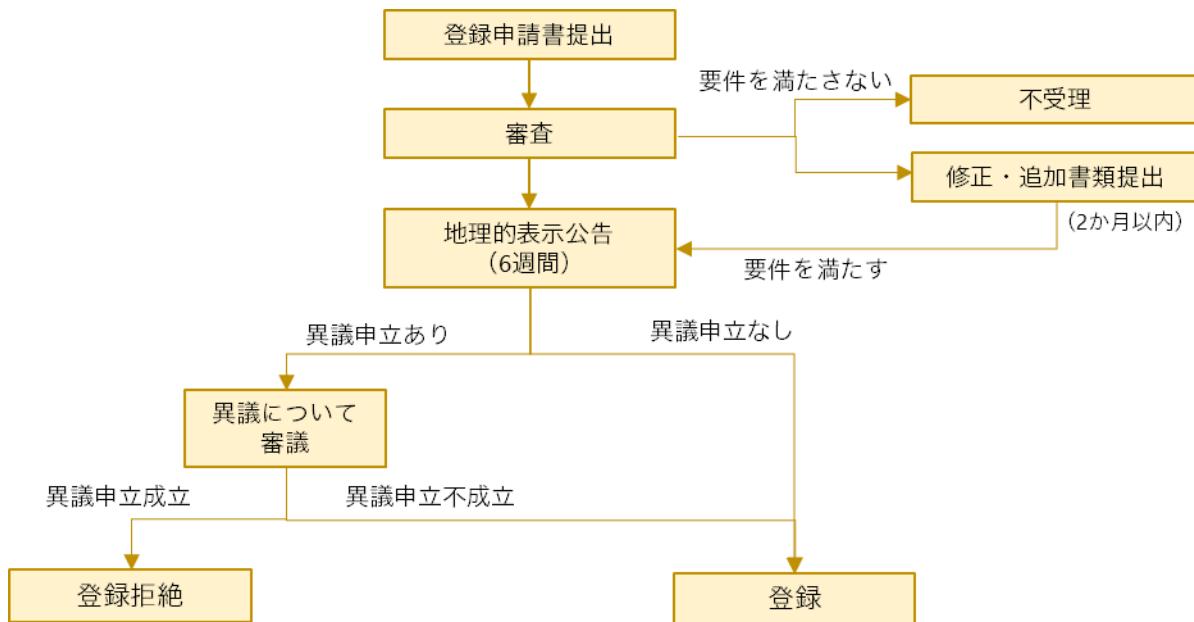


図 12 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標・証明商標の登録手続きは、通常の商標登録と同様である（商標規則 62（1））。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 9 ヶ月である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書（Form TM4⁸⁸）を知的財産庁に提出する（商標規則 15）ほか、団体商標・証明商標の使用管理規則を、出願日から 9 ヶ月以内に提出する（商標規則 63）。

- (a) 出願人の名前及び住所
- (b) 出願人が会社である場合は、出願人の法人設立／登記国
- (c) 出願人が自然人である場合は、該出願人の国籍
- (d) 当該出願が対象とする商品及び／またはサービスの記載

出願されると、商標出願はその登録適格性、及び先行する商標との抵触有無についての審査が行われる。出願に瑕疵があると判断された場合は、当該瑕疵の修正を求められる。出願について全ての瑕疵が修正され、当局が商標出願についてさらなる問題が存在しないと判断したとき、登録許可通知が発せられ、地理的表示公報に公開される。公開日から 2 ヶ月以内間の異議申立て期間を経て、異議申立てがなかつたとき、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決したときは、当該商標は登録され、登録証が出願人に発行される。

商標と同様、登録は 10 年間有効で、更新可能である。

団体商標・証明商標の登録手続きの流れを次頁図に示す。

⁸⁸ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm4-otc.doc?sfvrsn=77517b59_6

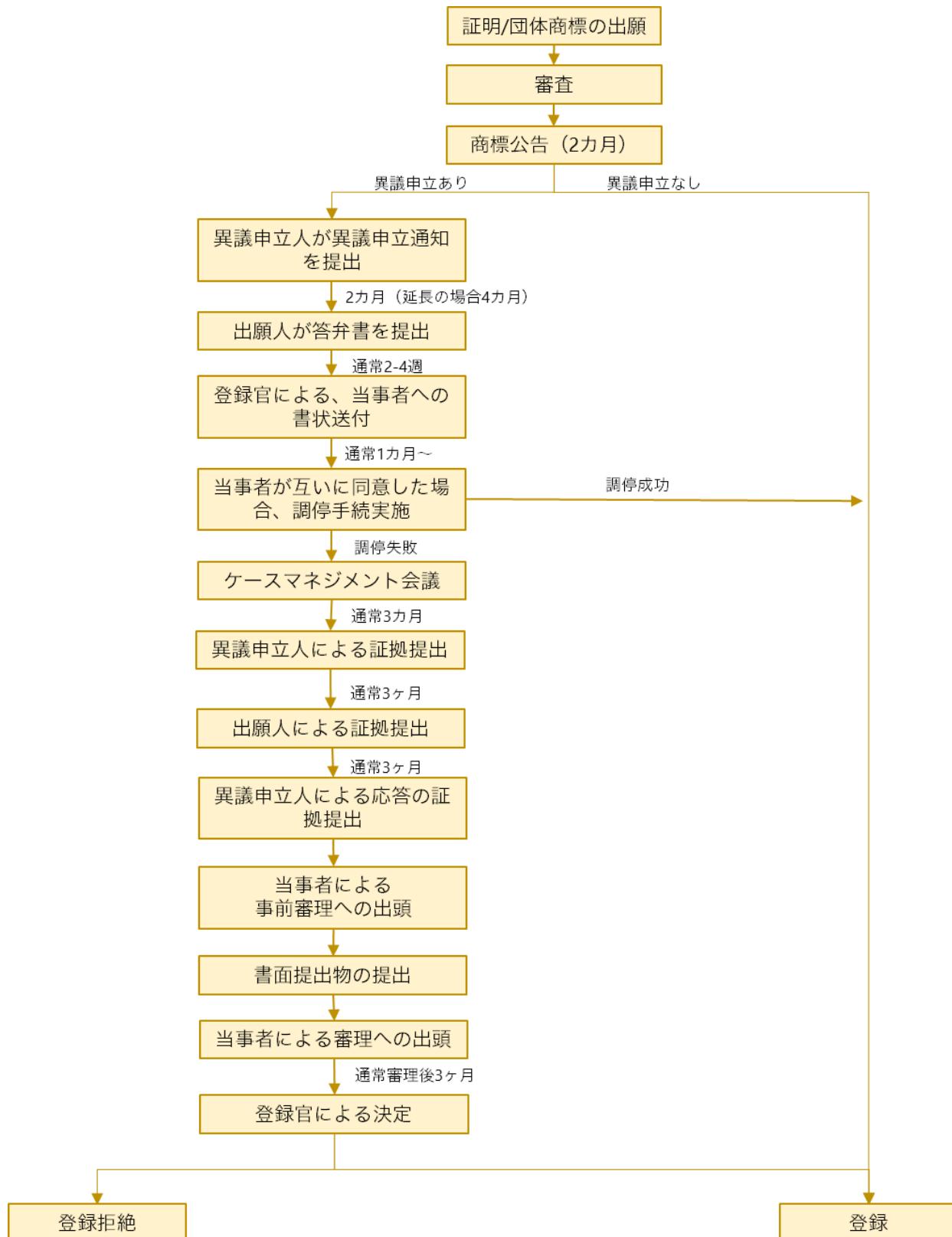


図 13 シンガポールの団体商標・証明商標登録手続きの流れ

3.2.3. 登録費用

(1) 地理的表示法における「登録 GI」

地理的表示法における地理的表示登録のため、1社が参考として挙げた登録申請費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これらを処理するためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用（シンガポールドル）	印紙代（シンガポールドル）
出願 （書類若しくは提供した情報の検討が必要な場合、時間に基づき追加費用が発生する）	1,000	1,000
許可通知の確認、地理的表示の公告の報告、登録証の送付	400	なし

(2) 商標法における「団体商標」及び「証明商標」

商標法の下での「団体商標」または「証明商標」のため、1社が参考として挙げた出願費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これらを処理するためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用（シンガポールドル）	印紙代（シンガポールドル）
出願 （同じ出願の下、提出した追加区分一つにつき）	500（1区分） 300（同じ出願の下、提出した追加区分一つにつき）	341（1区分につき）
団体若しくは証明商標の使用を管理する規則の草稿及び提出	時間原価 2,000～	340 1商標につき (区分数にかかわらず)
許可通知の確認、商標の公告の報告、登録証の送付	400（1区分） 100（追加区分 1つにつき）	なし

3.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法における、不正使用に対する主たる行政上の救済手段は水際措置であるが、2019年9月現在関連条項が未発効である。

商標法においては、水際措置の他、商標の偽造や不正な適用を行った者等に対する刑事罰が規定されている。シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。

また、地理的表示法、商標法、コモンローいずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。シンガポールには特許事務所を専門に扱う特許裁判所は存在しておらず、高等裁判所に対して訴訟を提起する。ただし、コモンローにおいては、損害賠償の請求額が25万シンガポールドル以下の場合は下級裁判所の取扱いとなる。

表 20 シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
地理的表示法	<ul style="list-style-type: none"> 地理的表示と同一の用語を含むが、地理的表示が示す場所を原産としない商品の輸出入など 	税関	当該商品の差押	高等裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
商標法	<ul style="list-style-type: none"> 商標の偽造 登録商標と同一・類似の標章を付した同一・類似商品の輸入など 	税関	当該商品の差押	シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部門（IPRB） 高等裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 刑事処罰 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
コモンロー	原産地に関する不当表示など	-	-	高等裁判所又は下級裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 差止、損害賠償、不当利益返還等

3.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 地理的表示法に基づく保護制度

行政上の救済手段

行政上の救済手段としては、輸出入における水際措置が、地理的表示法第6部（第55～74条）に挙げられている。ただし、現在これらの条項は未発効となっている⁸⁹。当該部分が発効すれば、シンガポールに輸入される商品、あるいは輸出される商品について、権利者は侵害の疑いがある際には、当該商品の留

⁸⁹ 2019年9月時点

置を求める請求をすることができるほか、税関が職権として留置等をすることも可能となる。

司法上の救済手段

民事訴訟

地理的表示法に基づいて、地理的表示権利が侵害された場合に、地理的表示を侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。（ただし、申立人に対して、訴訟手続き開始前に、排除措置通知を侵害者に送付し、自発的に侵害行為を中止する機会を与えることが推奨されている。）救済措置としては、差止め（地理的表示の使用中止）、損害賠償、不当利益返還（侵害によって得られた利益を地理的表示所有者へ支払う）、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

原告が裁判所に訴状を提出し、その写しが侵害被疑者に送達されることで、訴訟手続きが開始する。被告が自身の防御を望む場合は、その旨を裁判所に明らかにしなければならない。被告からの応答が無い場合は、欠席裁判となる。原告・被告ともに訴訟進行する場合、両者が弁論を示す書面を提出する。その後、証拠開示の段階を経て、審理の後、裁判所が判決を出す。高等裁判所の決定に不服がある場合は、控訴裁判所に対して控訴を申し立てることができる。

侵害行為に対する訴訟手続きのフローは次頁のとおり。

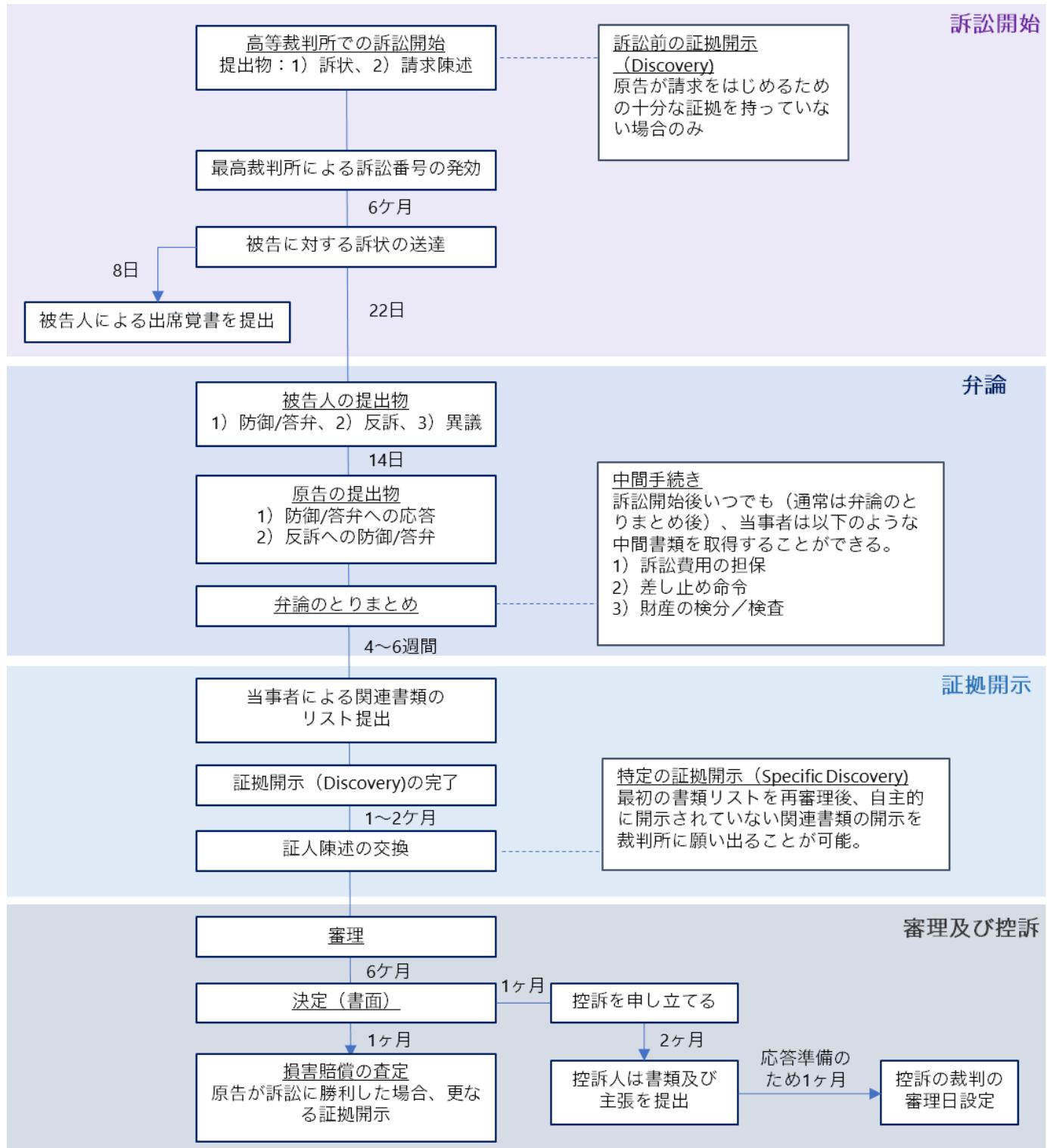


図 14 シンガポールの地理的表示の司法救済手続きの流れ

(2) 商標法における登録商標の侵害提起

行政上の救済措置

水際措置

行政上の救済手段としては、輸入における水際措置が、商標法に挙げられている。団体商標・証明商標の権利者は、商標法第 82 条に基づき、シンガポールに輸入される商品について、侵害の疑いがある際に、当該商品の留置を求める請求をすることができる⁹⁰。手続きフローとしては、①シンガポール税関に権利者が通知書を送付する、②税関長が検討の上、押収または留置の判断を下して通知、③通知書に記載された期限内に損害訴訟を提起（提起しない場合は押収された商品は輸入者に返還される）、④侵害訴訟の判決を得て勝訴した場合は裁判所命令に応じて押収商品は受け渡しまたは廃棄、となる。なお、商標法 93A 条に基づき、当局が疑義を抱いた場合には、輸出入される商品について、権利者からの請求がなくても職権として留置等をすることが可能である。

司法上の救済措置

刑事罰

シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。主には大規模な犯罪組織等が関与するケースの捜査を担っているが、知的財産権所有者が独自に捜査や家宅捜索を行う場合にはこれを支援する。⁹¹

商標法では、商標の模造や登録商標の商品・サービスへの不正な適用、違反のための物品の作成・所有に対しては、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁またはこれらの両方が科される他、商標を不正に適用した商品の輸入・販売を行う者に対しては、当該商品・事物ごとに 1 万ドル以下（ただし、総額で 10 万ドル以下）の罰金若しくは 5 年以下の拘禁若しくはこれらの両方が科される。

民事訴訟

商標法で団体商標/証明商標のいずれかで登録を受けた権利者は、侵害行為について侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。未登録の場合には原則としては商標法に基づく訴訟は提起できないが、未登録であってもその標章がシンガポールにおいて広く知られている標章である場合には、訴訟の提起が可能である。

救済措置としては、差止め（商標の使用中止）、損害賠償、不当利益返還（侵害によって得られた利益を権利者へ支払う）、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置 ((1)(2)) に同じ。

⁹⁰ シンガポールから輸出される商品については、将来的にこれを認めることが計画されているが、まだ法律が整備されていない。
出所）シンガポール 法務省 知的財産（水際措置）法案についてのファクトシート

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/factsheet-on-intellectual-property--border-enforcement--bill.html>

⁹¹ JETRO 2012 年 3 月「模倣対策マニュアル シンガポール編」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf

(3) 詐称通用に関する法律に基づく侵害と救済

司法上の救済措置

前述のとおり、詐称通用に必要とされる 3 つの条件（グッドウィル、不当表示、損害）が満たされていることを地理的表示所有者が証明することができれば、当該所有者はコモンローに基づき、当該地理的表示の侵害者に対し、当該地理的表示の侵害の差止め、損害賠償、不当利得返還等の司法救済を請求することができる。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置 ((1)(2)) と同じであるが、詐称通用のための訴訟手続きについては、原告の請求額に応じて、管轄する裁判所が異なる。25 万シンガポールドル以下の場合は下級裁判所、それを超える場合は、高等裁判所で取り扱う。

3.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

行政上の手続き

地理的表示法上の水際措置については、別途規則に則ると定められているが、まだ関連規則は制定されていない。商標法上の水際措置については、当局への申請に際し 200 シンガポールドルの支払いが必要である⁹²。いずれも必要に応じ、代理人事務所経費が別途発生する。商品が留置されて高等裁判所における損害訴訟が開始された場合の費用目安を以下に示す。

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポールドル
訴状及び陳述書の提出	2,000-3,000
高等裁判所での侵害訴訟 - 輸入者が出頭しない場合：輸入者欠席時の判決獲得 - 輸入者が出席した場合：略式裁判の申請、及び略式裁判申請のための聴取に出席	5,000-6,000 12,000 以上

司法上の手続き

地理的表示法、商標法、コモンローに基づく訴訟に要する費用は、作業量の多寡、事件の複雑性、使用する証拠、被告の対応によって変わる。順調に進むケースでの参考見積りを以下に示すが、中間的申請（たとえば、特定の証拠開示のための申請）の作成や、論争が必要な場合の費用等は含まれていない。

⁹² 商標規則（国境措置関連）<https://sso.agc.gov.sg/SL/332-R2?DocDate=20180910>

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポールドル
訴状及び陳述書の提出	15,000
弁論のとりまとめ	10,000
一般的な証拠開示完了	50,000
証人陳述の提出及び被告との証人陳述の交換	200,000
裁判	200,000
合計	475,000

3.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

(1) EU シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA)

シンガポールは 2018 年 10 月 19 日に ASEAN 諸国で初めて EU との自由貿易協定 (EUSFTA) に署名した。同協定は 2019 年 2 月 13 日の欧洲議会による承認を経て、EU 及びシンガポール双方で批准に向けた手続きが進行中である。

同協定においてシンガポールはぶどう酒、蒸留酒、農産物、食品を含む双方の地理的表示産品について、相互に追加的保護⁹³を行うことに合意した。シンガポールは協定発効に備えて地理的表示保護法を改正し、2019 年 4 月 1 日より地理的表示の登録制度の運用を開始している。協定においてシンガポールが保護することに合意した EU の地理的表示産品は 196 産品である（シンガポール側は 0 産品）（附属書 10A）。

また、協定第 10.17 条(2)(a)は、シンガポールに地理的表示登録局を設立することを要求しており、これに応え、知的財産局の下に地理的表示登録局が設置されている。

(2) 環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

シンガポールは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定（「CPTPP」）⁹⁴に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度またはその他の法的手段によって保護できることを認め（第 18.30 条）、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している（CPTPP 第 18.32 条）。

⁹³ 協定第 10.19 条(3)において、以下の場合にも地理的表示によって示される場所を原産としない商品に当該地理的表示を使用することができないとしている。(a)公衆を誤認させない；(b)真正の原産地が表示される；(c)地理的表示の翻訳が使われる；及び (d)地理的表示に「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う。

⁹⁴ 協定本文：<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>

協定日本語訳：https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html

3.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

3.5.1. 登録の状況

シンガポールでは 2019 年 4 月から地理的表示登録制度の運用が開始され、EUSFTA で保護を約束した 196 產品のうち、2019 年 9 月までに 139 產品について登録が完了している⁹⁵。

3.5.2. 紛争事例

シンガポール高等裁判所のデータベース⁹⁶で「地理的表示」の案件として確認できたのは以下の 1 件である。

スコッチ・ウィスキーと伊勢丹タータン

イギリスに拠点を置くスコッチ・ウィスキー協会は、2016 年 6 月に三越伊勢丹ホールディングスがシンガポールで「Isetan Tartan」を 33 類（ビール、酒以外の全てのアルコール飲料）で商標登録しようとしたのに対し、「Isetan Tartan」マークの使用が、商品の原産地について消費者の誤認を招くとして、2017 年 1 月に知的財産局に対して異議申立てを行った。知的財産局の商標登録官は、「スコッチ・ウィスキー」は地理的表示であるとの認識を示したもの、タータンがスコットランドを原産とするウィスキーであることを示す地理的表示であるといえるかどうかについて疑問を提示し、2019 年 3 月にスコッチ・ウィスキー協会の異議申立てを却下した⁹⁷。

これに対し、スコッチ・ウィスキー協会は控訴し、2019 年 8 月、シンガポール最高裁判所はスコッチ・ウィスキー協会の主張を指示する判決を下した⁹⁸。最高裁判所は、タータンは地理的な場所を示すものではない（地理的表示とは言えない）という知的財産局の判断は支持したものの、タータンはスコットランドの象徴で、かつ公衆はスコットランドとタータンの両方に慣れ親しんでおり、スコットランド産でないウィスキーに「Isetan Tartan」マークが使用された場合、製品の地理的原産地について公衆を誤認させる可能性があるとの判断を示した。

地理的表示案件がシンガポール高等裁判所で争われたのは、1999 年に地理的表示法が制定されてからこれが初のケースである。⁹⁹

⁹⁵ An e-services portal by IPOS, <https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=GI>

⁹⁶ シンガポール高等裁判所判決事例 <https://www.supremecourt.gov.sg/news/supreme-court-judgments>

⁹⁷ The Straits Times, 2019 年 3 月 15 日 “Whisky body fails to block Isetan Tartan trademark”

<https://www.straitstimes.com/singapore/courts-crime/whisky-body-fails-to-block-isetan-tartan-trademark>

⁹⁸ High Court of the Republic of Singapore, Judgement [2019] SGHC 200 https://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/module-document/judgement/ta5_19-scotch-whisky-assn-v-isetan-mitsukoshi-pdf.pdf

World Trademark Review, 2019 年 9 月 23 日 “The ISETAN TARTAN case: refusal of trademarks that deceive public as to goods' geographical origin” <https://www.worldtrademarkreview.com/enforcement-and-litigation/isetan-tartan-case-refusal-trademarks-deceive-public-goods>

⁹⁹ The drinks Business, 2019 年 3 月 15 日 “Scotch Whisky Association Loses Tartan Trademark Battle in Singapore” <https://www.thedrinksbusiness.com/2019/03/scotch-whisky-association-loses-tartan-trademark-battle-in-singapore/>

3.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、シンガポールにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、出願準備中が 1 団体、検討中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、シンガポールで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと 1 団体が回答した。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している产品について、権利者または関連団体による商標登録が確認できたのは 5 产品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による「Tajima Australian Grainfed Wagyu」及び米国企業による「kobe-style beef」が登録されている。

表 21 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（シンガポール）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019年11月21日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (シンガポール)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬ビーフ (Tajima Beef, Tajima-gyu 2013年出願 2016年登録)	Tajima Australian Grainfed Wagyu  として豪州企業が 29 類で登録
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ (Kobe Beef, Kobe-gyu 2013年出願 2015年登録、 Kobe Meat 2013年出願 2016年登録)	極黒牛 kobe-style beef  として米国企業が 29 類で登録
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合			一般商標 夕張メロン	

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019年11月21日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (シンガポール)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
21	十勝川西長いも運営協議会	十勝川西長いも運営協議会	商標登録有		一般商標として登録 (2015年)	
41	プロシユツトディパルマ	コンソルツィオ デルプロッシュット ディパルマ	商標登録有	事例有	一般商標として登録 (2007年) 地理的表示として登録 (2019年)	

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：シンガポール知的財産局 商標検索

<https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=TM>